

# サービス等利用計画

## って何だろう？



相談支援専門員？

障害福祉サービスを利用するために、  
なぜ必要なのかな？

サービス等利用計画？

計画相談支援？

障害福祉サービスを利用するためには、区役所に**サービス等利用計画**を提出することが必要です。この手引きでは、障害福祉サービスの利用を希望される方向けに、手続きやサービス等利用計画の目的についてわかりやすく説明します。

1 障害福祉サービスを利用するには、サービス等利用計画が必要です。

① 区役所にサービス利用を申し込む

② 区役所にサービス等利用計画を提出する

③ サービスの支給決定を受ける

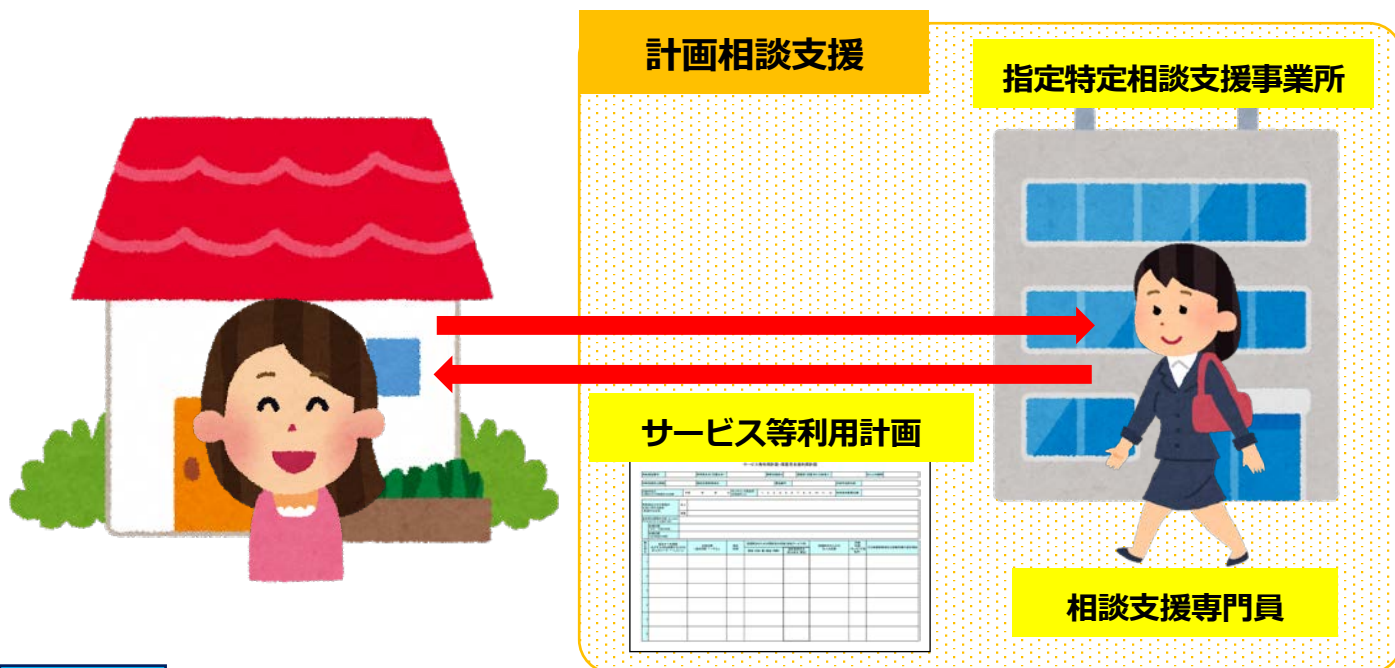
④ サービスを利用する

### ポイント

サービス等利用計画とは、障害福祉サービスの利用（予定）者の希望する暮らしの実現に向けて、誰が何をするのかという具体的な目標や行動を書き、みんなで協力して取り組むための計画書です。



2 障害福祉サービス利用（予定）者の希望する暮らしの実現に向け、一緒に取り組む人（相談支援専門員）がいます。



#### ポイント

サービス等利用計画は、**相談支援専門員**が作成します。相談支援専門員とは、**指定特定相談支援事業所**で働き、サービス等利用計画の作成を含め、障害福祉サービスの利用者の希望する暮らしの実現に向けて、一緒に取り組む人です。**相談支援専門員は、サービス等利用計画を提出した後も、サービスの利用調整等も含めて、必要な支援を行います。**

相談支援専門員に依頼するには、指定特定相談支援事業所と契約を結び、区役所で**計画相談支援**の支給決定を受けることが必要です。

3 サービス等利用計画の作成は、これまでの暮らしを振り返り、希望する暮らしの実現に向けた取り組みを考える貴重な機会です。

#### ポイント

サービス等利用計画の作成は、希望する暮らしの実現に向けて、自分で取り組むこと、事業所などに依頼したいことを考える貴重な機会です。

**サービス等利用計画を作成することにお手伝いが必要な場合には、相談支援専門員に依頼し、相談支援専門員と一緒に考え、作成します。次ページ4の①から⑤について、相談支援専門員の方に伝え、計画に反映させて下さい。（どこかに提出する必要はありません。）**

※横浜市ホームページには、指定特定相談支援事業所のリストを掲載しています。

#### 4 サービス等利用計画には、以下の内容が記載されます。(提出は不要です。)

##### ① 利用者及びその家族の生活に対する意向（希望する生活）について

◇ どこで暮らしたいですか？

自宅 グループホーム 施設 その他（ ）

◇ 平日はどのように過ごしたいですか？

通所先に通いたい 学校に行きたい 家で過ごしたい その他（ ）

◇ 休日はどのように過ごしたいですか？

趣味を楽しみたい 外出したい ゆっくり過ごしたい その他（ ）

◇ ●●年後はどのような暮らしをしていきたいですか？

\_\_\_\_年後は

\_\_\_\_をして過ごしたい



##### ② 解決すべき課題について

◇ 希望する暮らしに近づくために、現在（これまでに）自分でしていること（楽しんでいること、努力していること）、支援を依頼していることは何ですか？

自分でしていること：

支援を依頼していること：

##### ③ 支援目標・達成時期

◇ 希望する暮らしに近づくために、困っていることや気になること、これから取り組んでみたいことは何ですか？

◇ それはいつまでに解決もしくは達成させたいですか？

##### ④ 課題解決のための本人・関係者の役割

◇ これから必要なことに対して、自分で取り組むことは何ですか？

◇ これから必要なことに対して、誰かに支援を依頼することは何ですか？

##### ⑤ 留意事項（手伝ってくれる人に気を付けてほしいこと）

◇ 支援を依頼する人に気を付けてほしいことは何ですか？

## 5 相談支援専門員が作成したサービス等利用計画を確認してみよう！

### ポイント

相談支援専門員は、障害福祉サービスの利用（予定）者と一緒に、サービス等利用計画を作成します。サービス等利用計画を受理した時には、①**希望する暮らしが書いてあるか**、②**希望する暮らしの実現に向けて必要なことが全部書いてあるか**、③**希望する生活に近づくことができそうな内容になっているか**、**前ページの4の内容が反映されているか**確認してください。修正が必要な時には、相談支援専門員に伝えてください。

また、相談支援専門員は、サービス等利用計画で決めた期間ごとに、サービス等利用計画通りにサービスが利用できているか、他に必要なお手伝いはないか等を確認します（モニタリング）。

**希望する暮らしの実現に向けて、相談支援専門員と一緒に確認し、取り組んでいきましょう！**

## 6 申請の際に提出が必要な書類 (サービス等利用計画の作成に係る費用の自己負担はありません)

申請書類の提出先は、お住まいの区役所です。

※新しくサービスを利用する時に加え、サービスの利用量や種類の変更、サービスの更新時等にも提出が必要です。

①障害福祉サービス等申請書（白色）

②障害福祉サービス等利用者負担額減額・免除申請書（白色）

※「サービス等利用計画」等は、相談支援専門員が区役所に提出します。

※以下に当てはまる方は、「サービス等利用計画」の提出は不要です。

①介護保険のケアマネジャーがいらっしゃる方

②移動支援（移動介護・通学通所支援）、日中一時支援、重度障害者入浴サービス、地域活動支援センター（デイ型・作業所型）のみのサービス利用を希望する方

\*わからないことは、お住まいの区の区役所もしくは基幹相談支援センターにお問い合わせください\*